

京都大学学術情報メディアセンター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第四十六号)

京都大学学術情報メディアセンター規程(平成十四年達示第六号)の全部を次のように改正する。

京都大学学術情報メディアセンター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学学術情報メディアセンター(以下「学術情報メディアセンター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 学術情報メディアセンターは、情報基盤及び情報メディアの高度利用に関する研究開発、整備及び運用を行い、教育研究等の高度化を支援するとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者等の共同利用に供することを目的とする。

(センター長)

第三条 学術情報メディアセンターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、学術情報メディアセンターの所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 学術情報メディアセンターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(学内共同利用運営委員会)

第五条 学術情報メディアセンターに、本学の情報基盤の運営及び情報メディアの高度利用法に関する事項についてセンター長の諮問に應ずるため、学内共同利用運営委員会を置く。

2 学内共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学内共同利用運営委員会が定める。

(全国共同利用運営委員会)

第六条 学術情報メディアセンターに、全国共同利用の運営に関する事項についてセンター長の諮問に應ずるため、全国共同利用運営委員会を置く。

2 全国共同利用運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、全国共同利用運営委員会が定める。

(部及び研究部門)

第七条 学術情報メディアセンターに、研究開発部及び情報サービス部を置く。

2 研究開発部に、次の研究部門を置く。

ネットワーク研究部門
コンピューティング研究部門
教育支援システム研究部門
デジタルコンテンツ研究部門
連携研究部門

(研究科の教育への協力)

第八条 学術情報メディアセンターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

工学研究科

人間・環境学研究科

情報学研究科

(事務組織)

第九条 学術情報メディアセンターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第十条 この規程に定めるもののほか、学術情報メディアセンターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 京都大学学術情報メディアセンター協議員会規程(平成十四年達示第七号)
- 二 京都大学学術情報メディアセンター学内共同利用運営委員会規程(平成十四年達示第八号)
- 三 京都大学学術情報メディアセンター全国共同利用運営委員会規程(平成十四年達示第九号)
- 四 京都大学学術情報メディアセンター長候補者選考規程(平成十四年達示第十号)